

鄭振滿著 『明清福建家族組織与社会変遷（増訂版）』

前村 佳 幸

はじめに

本書は、『明清福建家族組織与社会変遷』（湖南教育出版社、一九九二年）の新訂版である。その祖型は著者が一九八九年に厦門大学歴史系に提出した学位請求論文に遡る。その上梓から三〇年を迎えた今でも中国前近代の社会を理解する上で重要な成果であって、これを新世代の研究者が発展させることに期して再刊されたものと察せられる。本書の構成は旧版と同じであり改稿は行われていないが、三篇が追加されている。著者は厦門大学歴史系の教授をつとめ、現在は厦門大学民間歴史文献研究センター長として福建省中南部を中心とする実地調査・資料整理の指導にあたっており、『福建宗教碑

銘彙編』三部（興化府・泉州府・漳州府）における碑文翻刻に加え、省内山間部における「永泰文書」の発見など、明清史研究に大きく資する史料群を提供している。著者は、それ以前から膨大な郷土資料を目録してきたにもかかわらず、本書に冗漫な内容や記述はほとんどなく、史料の精緻な分析に基づく明解な論理、そして共時的に存在する多様な「家族組織」のあり方と動態を歴史的観点から普遍的に捉えるためのモデルが追究されている。

なお本書は中国語で叙述されているので、日本語との差異に注意しなければならない。「家族組織」とは、「家族を中心とした人間関係」といってもさしかえなれないと思われるが、前者の「家族」は人々が各家庭（家・房）を通じて結びつく複合的な社会的集団であって、後者の「家族」は夫婦と子供

からなる核家族を主体として近親者が同居する世帯（イエ）である。著者は「家族組織」を人類学・歴史学で通用する宗族（lineage）を広く包摂する概念として位置づけており、それは新訂版でも変わらない（三三五頁）。その意図と成果そして課題について認識を深めることが評者の課題である。

本書の構成は以下の通り。なお、楊国楨教授による初版本序文と英語版の訳者 Michael Szonyi 氏の序文・解説が冒頭に掲載されている。

第一章 前言

第二章 家庭結構及其周期性変化

第三章 宗族組織の基本類型

第四章 宗族組織の發展進程

第五章 家族組織与伝統社会的變遷

第六章 結語

補論一 莆田平原的宗族与宗教—歴代碑銘解析

補論二 文化・歴史与国家—歴史学与人類学的対話

補論三 従民俗研究歴史—我对歴史人類学的理解

作者論著目録

一、家族組織の多様性柔軟性

第一章は、序論にあたる。中国における社会経済史の系譜とそこを起点とした宗族研究、戦前戦後の日本側の農村社会と家族の研究を批判的かつ発展的に継承しつつ、停滞論や階級論による中国社会史認識を超越するために、人類学の視座を加えた新たな分析の枠組みを提示している。著者は、家庭（family）と宗族の組み合わせとして「家族組織」を捉える。家庭と宗族の諸類型として、前者には世帯規模により「大家庭」と「小家庭」そして「不完整家庭」があり、後者は「継承式宗族」「依附式宗族」「合同式宗族」に分類される。ここからは、「家庭」は日本語に即して「家族」と表記する。ただし、「家族組織」は著者の核心的概念なので改変しない。

もとより家族は可変的であり、世代交替と成員の増減が生じる。四世同堂の大家族も家産分与（分家）により小家族となるし、鰥夫や夫を失った母子も不完全家族（不完整家庭）に含まれる。こうした各家族が状況に応じ、性格の異なる宗族を形成するのであるが、祖先祭祀のために結びついたので「継承式宗族」である。しかし、世代が下るにつれて疎遠と

なっていくことは避けがたい。他方において、郷紳や富裕者が指導力を發揮して族人を糾合し、宗族を組織し活性化させることがある。さらに、各家族が応分に資力を供出して族産を形成する事例もある。このような、「継承式宗族」を基層として、「依附式宗族」と「合同式宗族」が発達し、両者が相互に遷移し、さらに分解して「継承式宗族」に戻るというサイクルが図示されている。家族の変化としては、「始祖」が結婚して小家族ができ、その男子が生育し世帯をもって同居すると大家族となるが、やがて分家していく。これと並行して各家族は宗族を形成し、三類型の宗族に分化・変容していくというモデルを示す。さらに始祖から家族・宗族へと展開する縦軸と分家によって「支祖」が析出されて新たな家族・宗族が生じる横軸の動態を図示する。こうして、著者は家族と宗族の紐帯に求心力と遠心力がはたらき変化していく動態と各類型が共時性をもって展開している社会実態を捉える論理的枠組みを明示している。

第二章では、家族（家庭）をめぐる動態を述べる。家族の規模が拡大しつづけることはないが、父母の在世中に兄弟が妻帯して同居していれば、直系家族・複合家族・合同家族の大家族となる。福建では、父母から家産の生前分与を受けて

自立する。分家の慣行が明初より顕著であり、その分与をめぐる覚書（鬮書・分関）が作成された。家産の多い世帯ほど多大な負担を強いられる里甲制は別籍異産の禁令にもかかわらず分家の盛行をもたらした。明代中期以降、この国家的制度は弛緩し、大家族の形成が促される。そして、実子がいなか少ない者でも、幼時から育てた義男・義子は家産を増やす働き手となり、とりわけ男手が貴重な状況下では実子と同じ地位を得て大家族の成員となる。しかも分家した後も関係が続くと、宗族としてもその存在を認めないわけにはいかない。おおむね分家するのは男子全員が結婚した時である。ただし、裕福でも大家族を統括する労苦から逃れるため早々に分家させる場合もあれば、労働力集約のために大家族が有利な地域もある。小家族は経済的耐性が低く不完全家族に落ち込みやすい。大家族だと分家した際には不完全家族でも支援を受け、そこから脱却し得る。清代の傾向として、同居共財の大家族は第四世代以降になると利害関係の調整が困難となり分解する。その替わりに宗族が分家後の家族を結びつける役割を担うことになる。

新開地の台湾では、単身移住者が多く性は男性が高く、絶嗣の案件が目立つ。これは世帯を構えることのできない者

が多いからである。彼らには幼い義子を養う余裕もなければ昭穆相当の嗣子も見つからない。托孤字などの契約文書は、財産の処分が晩年や死後になされたことを示している。二世代全てが世帯を持つ前に分家するものも不安定な傾向である。さらに分居しつつ家産を共有する寄り合い世帯（多元家庭）が展開した。義子から嗣子となった者が本生の家族との関係を持続させ祭祀と家産を共有し役務と支出を分担するのであるが、双方の家族存立のために、本生と異姓の家系を同時に継ぎ、その子の代から双方に分かれて継承する「兼祧」は十分選択肢となり得た。こうした慣習は宗族のあり方にも影響を及ぼす。

こうして第三章においては、三つの宗族類型の諸相が一点以上の族譜を通じて示され、契約文書や石碑からも宗族の形態と性格が分析される。祖父が泉州府南安県から省西端の邵武府泰寧県に移住した欧陽氏の場合、家長七八歳の時（一八〇九年）に三つの房に分家し、大家族は三世代で一度分解することになった。この時、用途に応じて設けた族産を共同で利用し一族の繁栄親睦に努めるよう、老人は子と孫たちを訓示している。祖先と子孫との血縁関係が自明であれば、子孫の間では嫡流と支派の区分が重視され、それにより族産

の利用や祭祀への関与が異なる。「乱宗」を恐れ族人の名簿作成の際に義子は省き、族人から昭穆相当の継嗣を立て、血統を保全する「清系」に努めるのも「継承式宗族」の特徴である。そして世代が下るにつれ家系が分岐する。民国期の史料を見ると、玄孫三つの家族は高祖父の家産の三分の一を継承するに過ぎない。このように真正な系譜関係だけで宗族を結束させるのは困難であり、住居も離ればなれとなり遠支・近支に分かれると互酬性互恵性は失われ、清末や嘉靖年間の事例が示すように宗族は解体ないし分離することになる。

他方において、分家後も養老地を留保し兄弟の家族で輪番で耕作・経営させ、次世代に引き継ぐよう家訓を定める例がある（六〇〇―六二頁「章程」）。均等公平な負担の原則による祭祀の担当や祭田の耕作に加えて、「継承式宗族」では先祖の故居（祖厝）・墓地・祠堂といった「宗祧」の維持に努めた。水利施設や搾油場などが族産に含まれる場合もあり、閩西呉張氏のように定期市を開設し茶館や戲台を保有する宗族もあった。また、墓地の保持を目的として「祖墓山約」が作られ、由緒を示す石碑や小庵の建立が奨励された。なお、戸役を共同で負担するため戸籍（黄冊）を介して宗族が成立することもあった。このように族人の相互利益のため多岐に渡

る活動が展開したが、富裕層だけが家族組織を形成できたというのは、結果と原因とを履き違えた理解である。そして、勸学や救貧など、より広範な機能を果たすために宗族の形態は変化していく。

「依附式宗族」では、郷紳や富豪層などの特定人物の強いリーダーシップとこれに従属的な族人との上下関係が顕著である。特定の有力者が董事など管理者として業務を差配し、祭祀や族産経営から排除されていても、族人にとって適切な範囲であれば、宗族としての求心力が生じる。浦城県王氏の場合、祠堂の下に複数の継承式宗族が統合されていた。その背景として、族人間に貧富の差が生じたことが指摘できる。按房輪直の方法では、家計困難な時に当番が回ってくる場合もあり、公正な人物が族人の状況を把握して差配することが知県によって奨励されている。実際には、率先して族産取得のために多額の資金を出した者が宗族の中心人物となり、族人の呼称や序列にも反映されるようになる。晋江県施氏の族約では、尊卑長幼の序が尊ばれつつ、「貴者」として官僚身分に連なるエリートが特権的な地位にあった。継承式宗族の家訓では、挙業で成功すると褒賞を得たり、負担が免除されたりすることになっていた。族人に郷紳がいれば、訴訟な

どを有利に運ぶことが期待できる。もとより祭祀の進行から修譜そして諸規則の策定は読書人層の独壇場であり、それ以外の族人が関与する余地はない。勸学の名の下に一部の家族のために族産が利用される。族人が増えるにつれ、祠堂での神主安置や昨ちゆうの分配も制約されるようになる。救済については、極貧の者だけを対象としていた（これは換言すると、族人の小農経営再建は想定外であったということであろう）。

明代後半以降の国家権力弛緩と階級分化と矛盾の激化は、乾隆年間の仙游県薛氏のように、外部からの「体面」侵害に對して結束する方向性を宗族に与えた。械闘は地域社会の主導権と関連している。内部でも宗族を牛耳ろうとし、かえって義子の子孫であることを暴露される騒動が生じた。この内紛も地縁的關係が絡んでいるので分離には至らず、むしろ分居する族人への統制が効かなくなる。聚居が富強をもたらすとは限らず、有力な指導者や読書人が常に現れるわけではない。こうして、別の特徴をもった宗族が形成される。

「合同式宗族」では、互恵的な關係性が重視されており、族産形成や運用の寄与に応じて、族人の権利義務が決まる。さらに、系譜關係が不明瞭でも擬制的に扱い、そのメンバーシップはかなり開放的である。族人が散在しても成立するのは、契

約（合同）により相互利益を確保しているからである。乾隆四四年（一七七九）、江西に隣接する南部山間部長丁県の鄒氏は共同出資して定期市を開設した。その契約文書を分析すると、葉勝公を祖とする家系は依附式宗族を形成し、定敷公に遡る家系は世数の異なる祖により分岐した四つの継承式宗族を形成しており、二種の宗族が連携する複合的な家族組織であったことがわかる。連城県李氏の場合、楊家坊李氏と南祠

を構成し、散在して県祠・郡祠に属する族人は西祠に組織され、族人有志による供出により省祠を維持していた。省祠では始祖から一〇世祖までが祀られているが、宗族成員が商業活動や科挙受験のため福州府に滞在する施設である。このように、僻遠の宗族では都市内に不動産を所有し、出資に応じて族人の便宜をはかることがあった。そのためには、遠祖を介した「聯宗通譜」が不可欠であり、連城県李氏の場合、七回の修譜により始祖十七郎から二八世孫に及ぶが、それは次の事例が示すように必然ではない。康熙一八年（一六七九）、朱熹の末裔を自負する建陽県の北羅里朱氏が邵武府の文公祠堂に加わろうとした際、同県の考亭朱氏が県に訴えた。前者は民籍、後者は差役免除の賢籍に属し、両者の区別を求めたもので、知県は生員朱朝柱らの主張を是としている。このよ

うに、利害が一致しなければ、別々に宗族を組織するしかない。依附式宗族と合同式宗族には読書人層が強く関わり多様な活動を行うなど共通する点があり相互代替的であるが、後者の方が長期的に存続する傾向にあったという。

二、家族組織の諸相

第四章では、西北山間部・東南沿海部・台湾の三地区における王朝交代期の移住や戦乱などの社会的動態との関連性において宗族を捉える。まず閩江水系で江西に隣接する崇安県の地方志より、山地の生態環境により聚居宗族が社会的に圧倒的な存在ではなかったことを指摘する。同じ水系の建寧府では、始祖が宋末に浦城県から移住してきたという祖氏は民国初年には二七世孫二百世帯一千丁を数えた。洪武年間の五世孫の代に乾・坤二つの家系に分岐し、それぞれ嘉靖年間までに祭田を保有し継承式宗族を形成した。明代中頃までは、寺廟が祭祀の拠り所であった。明末には始祖から一二世孫までを記す族譜があり、依附式宗族であったとみられる。明末清初の戦乱により一三世孫以降について不明となったが、康熙年間には一一世孫榕六公の直系子孫が祠堂を建立し、六世

孫永寧公の子孫も祭祀に参加するようになった。こうして祠堂が収族のハブとして機能し、さらに坤系永寧公の支派が別の祠堂を建立し、歴代の有志が族産を増補していった。祠堂は理事が管理し、祭祀に参加し神主の配享を希望する者は献金が要求された。二つの祠堂を通じて祖氏の族人の結束が高まり、道光一〇年（一八三〇）には宗族全体の典礼祠が竣工した。さらに、清末から民国期にかけて有力族人が運営した屯山社倉は、水利施設や新式学校など公共事業の担い手となり、宗族を基盤とする地域社会の権力機構として機能した。

聚居型の祖氏と異なり、各地に散在している族人を組織する宗族もある。韓江上流域に位置する汀州府の閩西武威廖氏は、始遷祖から大始祖へと遠祖を辿る『聯宗通譜』により宗族の範囲を拡張し、合同式宗族としての活動を継続させていた。万暦年間、江西・広東に隣接する上杭県の支派は保甲制のもと聚居していたが、この宗族は始遷祖を祀る墓所を維持していた。明末には上杭県・永定県の族人がそれぞれの県域に総祠を建て、清末まで相互に自立的であつて、聚居単位（戸）や出資（股）を経済的基盤としていた。清代、この家族組織は府城や龍岩州城そして福州府などの都市に総祠を構え、そこに遠祖の位牌を安置し、族人の広域的活動の便宜をはかつ

ていた。道光年間の「閩省玉盛堂合同字」（一八二九年）は、省都に取得した不動産関係の契約書であり、寧洋県・岩州・上杭県・永定県に散在する族人の収益分与と応募者滞在用の部屋や祭壇などについて規定されている。こうした不動産の取得費は祠堂で位牌を祀り祭祀に参加する権利の代価として集められた。総じて福建省の西側山間部においては、族人が聚居する場合は継承式宗族から依附式宗族へ移行し、散在し広域的に活動する者が多い場合には合同式宗族が展開する傾向にあつたといえる。

福建省東南沿海部の平野は、開発が進み商業活動も活発で人口稠密である。後期倭寇と遷海令は、この地域に甚大な破壊をもたらした。この間、宗族は自衛に努めたが、それは械闘も激化させた。この風潮は福建宗族の特徴の一つとして認識されるようになる。より注目すべきは、省南端の東山島で軍戸出身の七房が架空の関永茂を戸名とする戸籍（黄冊）を抛り所に結集したように、清代において、真正の血統を要件としない擬制的な家族組織が展開することである。安溪県郷紳の官献璋は始遷祖から自己に至る世数さえ分からないのに、まず祠廟を建立して活動を始め、その宗族は泉州大宗祠のもと一二房で祭祀を輪担するようになった。こうした宗族

では、ある世代以降は、各世帯が散在しても輩行字が一致する。仙游県黄氏の場合、同姓の著名な地方官を祀り、同姓ならば資金を出すと加入できた。さらに天后廟など祠廟を抛り所に異姓の家族が連合する事例もある。以上のような、東南沿海地域における柔軟で多様な家族組織の展開は、社会組織が家族組織を主体に形成される過程として捉えられる。社会経済が発達し知識人層が厚いという地域性を踏まえると、この諸相は明清福建の歴史的特殊性のみに帰されるべきではなく、福建だけに限定されないと著者は指摘する。

台湾については、乾隆から嘉慶年間にかけて人口一〇〇万から二〇〇万台へと社会の規模が急速に拡大しつつ、光緒年間に至っても流動性の高い状況を踏まえ、『台湾私法附録参考書』と『台湾公私蔵古文書集成』の分家文書（圖書）を基本史料として、大陸との関係と差異を検討する。台湾では共同出資して取得した族産は股を単位として扱われ、股数に応じて族人の權益が決まり、売却して離脱する者があれば買戻す者もあった。兩岸における祭祀対象が一致していた肖氏祠堂の実地調査の結果は、同郷同姓の者が連携して入植する経緯から、大陸の遠祖や渡海した始遷祖を祀る名目で結合を維持していたことを示す。大陸の宗族組織を移植して発足し、

その後、開台祖を祀り台湾在住族人の利益を追求する宗族土着化の過程も指摘できる。清代後期には、合同式宗族から地縁を紐帯に強固に結合する依附式宗族への移行が見られる。店舗や製糖場など多額の資産を有する家族が存在したが、貧しい「多元」家族が多かったことを想起すべきである。その家族組織の特徴として、兼祧、半嗣の慣行があり、その後も縁が続いて、張廖簡のような異姓複合の宗族も珍しくなかった。これは、社会的状況や人々の必要性によって家族組織が性格づけられていることを端的に示している。

第五章では「家族組織」を社会的変動と関連づけ、人々の意識と社会変化の潮流を「庶民化」「自治化」「共有化」という三つの方向性で捉え直す。まず宗法的倫理規範の民間に及ぼした影響と変質が明らかにされる。尊祖敬宗、理念を体現する宗廟制度と宗法は天子・諸侯に限定されたものであった。宋学では、士大夫を輩出する庶人も念頭に祖先祭祀が論じられた。やがて、人の至情などの観点から礼の実践が強調されるようになり、墓所と屋外の専祠では高祖父以前の遠祖を祀ることが是認され、専祠は祠堂として普及していく。大宗・小宗の別を墨守すると世代が下るにつれ必然的に親族集団は分岐していくが、民間では儒教的な權威に束縛されず、

「敬宗收族」を掲げ能う限り祖先を遡及して家族組織を統合・拡大する志向があった。これは宗族が継承式に留まらず、地縁や利益を介した依附式ないし合同式の形態へと多様化していく傾向と連動している。

次に基層社会の「自治化」に焦点が当てられる。明代以降の農村は里甲制によって編成された。ただし差役の定額化と戸籍（黄冊原籍）の固定化が進行し、官府としては税役確保が第一で編審への意欲は低かった。こうして、差役は当該の戸に所属する各家族が分担し、里長や甲首の役目もその家族組織の有力者が遂行するようになった。依附式宗族である連城李氏では、族人に賦役の順番を割り振り、十年一度の大造の際には族人全体に賦課していた。また、里長として絶戸の資産を収用して賦役を肩代わりすることがあり、族人が所属の都図外に田畝を取得しても課税対象者にならない場合もあり、家族組織が介在しないと国家的徴収は成立しなかった。こうした動向を著者は官僚統治から社会自治への移行として捉え、郷族と郷紳によるインフォーマルな活動が社会を統御する主体になると指摘する。

この自治化を支えた要素として位置づけられるのが資産の「共有化」である。分家における家産均等分割の慣例は、家産

の収縮をもたらす。これを避けるため、地主層では父母の遺留分は分割せず各世代で拡充をはかり、分家後も族産から利益する努力がなされた。分家につぐ分家で各房の取り分は目減りしていくが、その取り分が単位化して、各家族の経済状態に応じて分割され、族人間で交換された。法的にも族産は族人の買い戻しが優先されたので、他姓からの取得よりも利点があった。こうした私的な用益権と共有的資産という二面性を両立させるためにも家族組織が必要であった。

第六章では、結論として、大家族の解消に伴う宗族の形成、共有財産を介した家族間結合の維持、状況に応じた三類型の宗族展開、政治・社会・文化の各領域における「家族化」の四点が指摘される。前近代中国において家族組織が唯一の社会組織ではないが、基礎的な要素として位置づけられる。明清時代、家族組織は従来の親族関係の範疇を超えて、他の社会関係の原則や機能を吸収しながら成長し、多様な状況に柔軟に対応していった。この「汎家族主義」の歴史性と文化的内包面を解明することが重要である。モルガンは『古代社会』で血縁・地縁・利益の三要素を挙げ、部族社会から文明社会に至る直線的な発展段階上で類型化された家族組織を規定するとしたが、明清時代の中国では具有されていた。この特質

こそ中国伝統社会における「多元的構造」とその展開を理解する鍵である。

補論一では、福州と泉州との間に位置する興化府莆田県における宗教的事象に注目し、宋元から明代にかけて寺院から祠堂へと祖先祭祀の場が移ったこと、宋明理学が盛行した明清時代における民間儀礼の実態、里甲制の一環として制度化されていた里社の変容などが明らかにされ、第五章を補充している。補論二は人類学者との対話を通じて、宋代以降の中央集権化や儒教思想の展開と一線を画する民間における宗教的活動の論理を理解することの重要性など、第六章より踏み込んだ見解が表明されている。補論三では、土着の祠廟に対する人々の関与や信仰・儀式など民衆の習俗（民俗）から社会史を捉える必要性を述べる。この主張は著者の長年の野外調査に裏打ちされており、民間に遺る文献資料の収集と分析に取り組んできた著者の研究の境地である。評者が理解した本書の内容は以上の通りである。次に若干の所感を述べたい。

三、家族組織と国家

本書では、螟蛉の子はともかく螟蛉の孫は聞いたことがな

いという理屈で義子を家族組織に組み入れている康熙年間の事例が紹介されている（二九頁「遺書」）。これは河北の^①義子無義孫と同じであろう。ただ、義子は帰宗させられて家族組織から排除される可能性もある。他方で義子に継承させて同宗から昭穆相当の嗣子を立てないと家族組織内で紛争を招きかねない。滋賀秀三によると、宋元から明清にかけて、義子と嗣子が家産を応分に継承することを認め双方の立場に配慮した法に移行したという（『中国家族法の原理』五八八頁）。そうした「法の存立を可能ならしめた」（同上二六頁）、社会の諸条件や状況を民間の文献から明示していることが本書の白眉である。

本書の基調認識は「家族組織」の多様で柔軟な展開を背景にした基層社会の「自治化」に収斂し、それを研ぎ澄ましていくのが補論二である。制度的外観は郷約・保甲・団練の類でも実質的には家族組織が主体となって遂行されていたという理解で大過ないと思われる。「汎家族主義」からは城居し職業団体や秘密結社に属していても、宗族との紐帯が失われていないという認識が導かれる。確かに清朝の社会統合力の低下傾向は否定しがたい。それでも国家との関係や社会の自律性について、評者はなお検討を要すると考える。族産につ

いては、その形成よりも永続的に保持・管理することの方が困難であろう。さらに重要な問題がある。それは、族人に対する責任追及と各種制裁（罰金、族譜からの削除、宗族からの追放）の効力である。咸豊年間の浦城県占氏の場合、南平府城在住の族人が規約の通り修譜費用を払わず官府に訴えたが、法に反しないので却下された（八九頁）。ある家規では「尊長蔑視卑幼」後生侮慢老成には罰金・懲戒で報いるとしているが（八三頁）、横暴な里長戸を自重させ（二二六頁）、反抗的な小農にも実行できたのか、族譜や碑文では判断しがたい。また、私物化・横領を抑止する有効なしくみが民間で十分に発達したのか疑問がある。それでは、何を頼りにしているのかといえ、民間文献で必ず言及される地方官府での裁判である。同治年間、永春県の同じ都に属する異姓との里社祭祀における序列争いで、龍頭一甲鄭氏の戸籍に属する鄭氏は永春州に訴えている（二二七頁）。こうした事案に鑑みると、宗族・家族組織の自治力量が問われよう。

雍正年間の広東潮州府の事案であるが、「分家」した兄弟二人の間でさえ両親が亡くなると、遺された養老地をめぐって対立し、県に訴え出ている（蘭鼎元『鹿洲公案』卷一）。民間には紛争解決の実績を誇示しない矜持があったのかもしれない。

ない。しかし、こうした訴訟は規約の存在にもかかわらず家族組織の仲裁・調停能力がそれほど高くなかったことを示唆しているのではないだろうか。この件で知県蘭鼎元は養老地を仏寺に喜捨したり兄弟で分割したりせず父母の「祭田」にすることを皆に納得させている。地方官によっては教化のために一手間かけることがあったようである。その信念を判語などに託している。本書所引の族譜では、朱熹の高弟蔡元定の子孫に対する歴代地方官の配慮が誇示されている（二二二頁）。漳州府漳浦県出身の蘭鼎元のような官僚が管内の家族組織に対して及ぼした影響力や自己の家族組織の中で培われた意識など官民の相互作用にも着目すべきではないだろうか。

さらに郷族的土地所有に着目すると、地主・佃戸間の緊張感に満ちた関係が浮かび上がってくる。^③ 依附式宗族ではとりわけ科挙エリートが幅をきかせていたという。「家族化（宗族化）」をベースとした社会の「自治化」が確立したのであれば、当該組織にとって篤実で実務力があるという内部評価が重要になると想定されるが、実際には宗族内で特権的な地位を得るため科挙制度に大きく依存しており、それが廃止されるまで脱却できなかったことも看過できない（七九頁）。最後に課題として挙げたいのは、扱う時代と地域が同じ

でも、研究者によって「家族組織」や「鄉村システム」など論理的枠組みが違ふことである。また、近世日本農村社会でも地縁・血縁・利益は複合的であったと思われる。これらのことは相互に深く関連させられるはずであり、評者もまた複合的な歴史像が明らかになるよう努めたい。⁴⁾

以上、引玉の磚のための胎土を集めようと試みた。当然、より重要かつ具体的な論点が多々あるはずであり、著者の「海容を願うばかりである。本書の成果と課題を踏まえた研究は、厦門大学歴史系で明清福建の社会经济史研究を確立した傅衣凌・楊国楨の業績を引き継ぎ、「家族組織」や「民間宗教」に架橋した著者のもとで学んだ世代が担っていくであろう。⁵⁾ 日本在住の研究者にとってフィールドに密着した調査というアドバンテージを持つことは極めて難しいが、独自の視点と手法をもって中国近世史の研究に臨まねばならない。

注

- (1) 滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九七六年）、五八三頁注（36）所引『民商事習慣調査報告録』（一九三〇年）。
- (2) 徽州に遺るほぼ完全な内容の賦役黄冊底簿は、公証物件として民間で抄写されたと推測されている。伊藤正彦『「伝統社会」形

成論Ⅱ』『近世化論』と『唐宋変革Ⅱ』（『新しい歴史学のために』二八三号、二〇一三年）、五七頁を参照。

(3) 三木聰『明清福建農村社会の研究』（北海道大学出版会、二〇〇二年）、『伝統中国と福建社会』（汲古書院、二〇一五年）。どちらも西部に重点があり、沿海部の研究進展が望まれる。

(4) 管見では、著者の示したモデルを吟味し実例に即して妥当性を検討した宗族研究は少ないように思われる。評者の手元にある、王春紅『明清時期温州宗族社会与地域文化研究』（中国社会科学出版社、二〇一六年）は、楊国楨氏の序文に触れるも、著者の所論について全く言及していない。

(5) 鄭振滿（主編）『庄寨密碼——永泰文書与山区開發史研究』（福建人民出版社、二〇二〇年）を参照されたい。当該地区は閩江右岸に位置し、かつて福州府に属した。

（北京師範大学出版社、二〇二〇年六月、237×165mm、一八三三六頁、八九・八元）

（まえむら よしゆき 琉球大学教育学部准教授）

〔附記〕 小評脱稿後、明清以降の二千五百点余の民間文献を収集・整理した、鄭振滿（主編）『福建民間契約文書』全一一卷（福建人民出版社、二〇二二年一〇月）刊行の朗報に接した。本邦諸機関での収蔵を切望する次第である。